

令和2年第8回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和2年8月6日（木）午前9時56分～午前11時10分
2. 会 場 高鍋町教育研究所
3. 出席委員 川上 浩教育長、黒木 知文教育長職務代理者、小泉 桂一委員、四角目 久美子委員、岩崎 晃子委員
4. 参 与 横山教育総務課長、池澤教育対策監、芥田教育総務課長補佐、山下社会教育課長
5. 議 事

(開会 午前9時56分)

川上教育長 おはようございます。ただ今から令和2年第8回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。

議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 それでは日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより岩崎晃子委員を指名します。よろしくお願ひします。

岩崎委員 はい。

川上教育長 日程第2 会期の決定です。お手元に配付のとおり、本日、8月6日の1日間とすることにご異議ございませんか。

委 員 はい。

川上教育長 それでは会期は本日8月6日の1日間とすることに決定いたしました。

日程第3「前回の議事録の承認について」を議題といたします。既に原案を配付しておりますが、議事録に記載した内容にご異議ございませんでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 それではご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4「教育長の報告について」を議題とします。

お手元に「令和2年7月教育長執務」がありますが、前回の定例教育委員会が7月2日でしたので、以後の執務についてご報告いたします。

7月3日に西小学校の視察訪問を行っております。委員の皆様方にもご参加いただいたところでございますが、何かご感想等ございませんでしょうか…。

また何かありましたら後からでも結構ですのでよろしくお願ひいたします。

社会教育課の行事関係についてでございますが、久しぶりに「さわやかソフトバレーボール大会」を開催いたしました。資料右側の社会教育課関係行事欄にございますように9日の歴史講座開講式、15日の園芸教室開講式、21日の高鍋学園開級式まで「たかしんホール」の大ホールで実施したところでしたが、22日に新型コロナ感染症の本町1例目の発症者が確認されたために再度行事の実施は見合せとなりました。

ここで、教育委員会としての新型コロナ感染症対策の一連の動きについて池澤対策監が別に資料を用意しておりますので、資料に基づき説明させていただきます。この資料はお持ち帰りいただいて結構ですが、取扱いには十分ご注意ください。24日の高鍋保健所との協議の中で大きかったことは、該当学級の児童生徒は濃厚接触者には該当しないということです。学校の先生方にも教育長からのメッセージとして伝えたの

川上 教育長

ですが、学校が一生懸命取り組んでいる感染予防対策自体がきちんと機能していることが証明されたということです。これは役場にも同様のことが言えます。役場職員にも陽性反応がありましたけれども、他の職員は濃厚接触者にはなっていません。このようなことをきちんと押された上で、正しく恐れるということが大切だと思います。こういったことが何につながっていくかと言いますと、2学期以降どうやって学校を運営していくかということにつながっていくものと考えております。それから、24日夕方に保護者宛にメール発信をしておりますが、今回、全部で4回メールを発信しております。校長たちと協議をしながら適切な情報提供を心がけております。4校のPTA会長との情報交換会を27日に行っております。その会議の中で、町教委から発した情報を保護者側がどう受け取っているのか、あるいはミスリードとなっていないかなどといったことについて確認をさせていただきました。感染症対策ということでもちろん大切なですが、情報が二次災害を生む可能性がありますので、特に情報の取扱いには注意しているところでございます。高鍋町の住民の皆様方はよく我慢してくださいって、クレームなどは少ないのですが、25日の欄にありますように情報を出せというような内容の電話が2件ほどございました。結論から申しますと、個人情報保護の観点から情報は出せませんということを説明してご理解いただきました。また保健所・学校薬剤師に確認という表記がございますが、私どもは、あらゆる場面でマニュアル等の根拠に基づく対応を心がけております。文部科学省から示されておりますマニュアルの中に感染者が発生した場合の消毒についての記載がありまして、それによれば、専門業者による消毒は特に必要はなく、保健所と学校薬剤師に相談しながら対応することと明記されております。私たちはこれに従って保健所と学校薬剤師に相談を行っております。該当校の養護教諭が直接動いてくれました。保健所からは、陽性となった児童生徒の動線を中心に通常の消毒を実施すればよい、また、学校薬剤師からは、できればエタノールを使った消毒を行ってほしいというような助言をいただいております。さらに27日には全職員による学校全体の消毒を行っております。高鍋町役場でも同じような対応をしておりまして、このような状況だからこそ冷静にマニュアルなどに沿った対応を行っていくことが大切ではないかと考えております。防護服を着た業者による大規模な消毒の様子がテレビなどでも見られます。そういう消毒を行うこと自体に問題はないのですが、それがマニュアル等で求められているものではないということは認識しておく必要があると感じております。

それと25日のところに「クラスターとなった飲食店」とありますが、「クラスターの発生した飲食店」という表現に修正をお願いします。まったく別の会議の際に、ある参加者が宮日新聞の記者に対して、新聞では「高鍋クラスター」という表現を用いているが、「高鍋で発生したクラスター」でなければおかしいのではないかと厳重に申し入れをされておりました。こういったことについて、我々も十分気を付けなければならないと感じております。

それから27日にPTA会長との意見交換会、集まるかどうか悩んだのですが、直接お会いして話がしたかったので30分と時間を限定してやらせていただきました。特に誹謗中傷などについての話をさせていただきました。関連ですが、明日、役場の方から町民全体に対して、誤った情報によって被害者が出るようにならないよう気をつけましょうといった内容の啓発チラシが配布されることとなっております。そのチラシには我々が学校を通じて保護者へ発出したメールに記載されているような文

川上 教育長

言が書かれています。メール文については我々もかなり気を使って発出するよう心がけております。このような状況でありましたので中体連も途中で切り上げたような形となってしまいました。

またメールの話ですが、最初に陽性反応となった事案以降は児童生徒が陽性反応となった事案はないということもお伝えしております。陽性反応となった子供さんも8月3日に退院をされております。

町教委としましては町長部局の方とも連携を図りながらしっかりと対応させていただいております。それと8月17日に西都児湯の教育長会議が行われることになっております。主たるテーマは2学期以降、学校はどうやって対応していくかということになるかと思います。5月の下旬にも西都児湯の教育長で情報交換会を開催しております。なるべく学校を開いていく方向でガイドラインを見直していくというような話になるかと思います。

この今回の新型コロナウイルス感染症への対応の件につきまして、委員の皆様から何かございませんでしょうか…。

また何かございましたら後からでも構いませんのでお聞かせください

それでは、7月の教育長執務の資料に戻ってご報告いたします。10日に児湯ルピナス支援学校との協議を行いました。これは、今まで行っていそうで実施できていなかった協議です。特別支援教育についてかなり率直な意見のやり取りがあって、非常に良い協議でした。その後、新富町の別府教育長とも話をしまして、西都児湯でもっと積極的な話ができる場を設けようというような話をしていたところで新型コロナウイルス感染症事案が発生し、そちらの対応に追われることになってしましましたので、残念だなと感じているところです。

15日には県の教育委員会を訪問した後、中3生講座の関係で宮崎南高校へ行ってまいりました。中3講座はあいにく延期になってしまったのですが、南高校の先生を講座に呼ぶつもりがありました。南高校の校長先生は、以前高鍋高校におられた児玉先生で、先生も講座を見に来ると言っておられたのですが…。

16日には社会教育課関係で自治公民館の婦人部長研修会を開催しております。「八朔（はっさく）の誓い関係の協議」とありますのは、前回もお話ししましたとおり町長が現在進めている大人向けの「新明倫の教え」のようなものでございます。

17日に臨時議会が行われております。臨時議会が行われたために私は午後からの出席となったのですが、西都市で教科書採択協議会が行われております。本町におきましても先日30日に臨時教育委員会で採択されたところでございます。

20日の地域政策課との協議とありますのは、高鍋高校のバスについての協議でございます。町としてどういったことができるかということで地域政策課と協議を重ねているところです。

21日の社会福祉協議会との協議でございますが、「切れ目のない支援」の実現に向けては、社会福祉協議会が果たす役割は大きいと考えておりますので、事務局長と話をさせていただきました。

それから22日に2日延びた形で1学期の終業式が終わって、その日の夕方に新型コロナ感染症の本町1例目の発症者が確認されたという第1報を受けました。一般的には、発症の2日前までに接触があった場合に濃厚接触者とみなすと言われておりましたので、該当する子供さんが発症するかどうかをかなり注視しておりました。しかし

川上教育長 ながら保健所の見解は、先ほども申し上げましたとおり、学校の場合は、しっかりと感染予防対策を行っているので、例え同じ学級であっても濃厚接触者とはみなさないとということでありました。

25日に町の対策本部会議、26日は西都児湯首長・教育長並びに県知事のウェブ会議が行われ、そちらの方に出席しております。

28日には、令和元年度の高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況についての審査が行われ、評価等委員の藤崎先生から意見書を受け取っております。本日の議案として報告させていただくこととなっております。

同日に行われた石井十次顕彰会主催の「なわのおび賞」贈呈式は、密を防ぐために役場庁舎の玄関で簡素化して行われております。私も出席する予定でしたが、規模縮小ということで最小人員での開催となったところでございます。

教科領域別部会も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現在ストップしている状況ですが、8月20日には実施したいと考えております。

30日には、宮崎大学の立元教授を訪ねております。平成24年から町立わかば保育園が保護者の方がどのように子どもに接すればよいのかということを学ぶ「親トレ」というものに立元教授の指導の下取り組んでいるのですが、本町においても発達障害児への対応ということが大きなテーマとなっておりますので、保育園などともベーシックな部分で連携ができないか模索しているところでございます。

8月に入って2日に予定されていた高鍋クリーン活動も中止となってしまいました。今まででは蚊口浜のビーチクリーンだけを行っていたのですが、教育委員会としては、重要史跡である秋月墓地の景観をどう保っていくかが大きなテーマがありました。去年は、ビーチクリーン活動とは独立した形で役場職員による秋月墓地の清掃を実施しております。今年は、本格的に舞鶴公園と秋月墓地の清掃を同時にを行うことが決まって良かったなと思っていたのですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となってしまって非常に残念に感じているところでございます。社会教育課の方から何か補足することがありますか。

社会教育課長 今教育長が申されたとおりで、教育委員会としましても町の史跡の清掃等については、町民の皆様方と協力しながら進めていければと考えているところでございます。

川上教育長 大変ありがたいことだと感じております。これからも町民の皆様方との連携を強めてまいりたいと考えているところでございます。あと、先ほども申し上げましたが、3日・4日・5日で実施予定であった中学3年生の補充講座は、延期になっております。

昨日、初期研修を実施しております。今年は、東小学校2名、西小学校2名の初任者がおりまして、児玉英人元校長に指導していただいております。初任者に加えて2年目となる教職員3名、東小1名、西小1名、東中1名、合計7名と我々との間で意見交換を行いました。全体的に新採者が途中で辞めてしまうケースが多くなっているのですが、本町においては、児玉先生のおかげで非常に良い形で新採者が育っております。児玉先生が一緒に授業を行ってくれるといった点が他とは違う非常に効果的な取り組みであると感じているところです。今年も実際、もう学校に来たくないと言い出した職員がいたのですが、昨日その職員に会ってみると非常に前向きになっていました。今年から始めた本町独自の初任者研修システムは、非常に機能しているなど感じたところでした。

- 川上 教育長 初期研修について教育対策監の方から何かありませんか。
- 教育対策監 昨日の研修会では、「確かに初めはつらかったのですが、児玉先生はじめ他の先生方々にも支えられ頑張ることができています。とてもいい環境で様々なことを学びながら子どもたちに接することができています。とてもありがたいサポート体制だと感じています。」というような意見を聞くことができました。
- 川上 教育長 各学校のサポート体制もかなりしっかりとおりまして、ありがたいなと感じております。2年目の人からは、去年は本当にもう辞めたいと思ったことがあるという話も聞くことができました。確かに辞めたいと思うだろうなというような事案もありました。本人の責任ではなかったのですが、非常に難しい事案等を経験しております。現場の先生たちが一緒になって支えてくださって何とか持ち堪えてくれました。実際他のところでは辞めてしまっている事案も少なくありません。初任者の離職問題は大きな課題であると感じております。昨日の研修会ではアメリカの人が書いた「世界基準の教師の育て方」という本を紹介させていただきました。アメリカの場合は7年間で半分くらいの人が辞めてしまうそうです。
- 8月に入ってからの行事は、社会教育課関係行事が新型コロナウイルス感染症の影響でほぼなくなっていますけれども、社会教育課の方から何かありますか。
- 社会教育課長 先日の臨時会の際に社会教育関係施設の閉鎖状況をまとめた資料をお渡しさせていただいたところでございますが、追加としまして、御池青少年自然の家で行うこととしておりましたリーダー研修についても中止とさせていただきました。
- 川上 教育長 今話に出ましたリーダー研修についても当初は阿蘇で実施する予定であったものを御池に変更するなど社会教育課としてもなるべく実施できるように努力はしてくれていたのですけれども、西都児湯地域が感染の著しい地域ということで指定されてしまいましたので、実施は困難と判断させていただいたところでございます。
- 以上執務報告とさせていただきます。何かご質問等ございませんでしょうか。
- 委 員 なし。
- 川上 教育長 特に質疑はないということのようありますので、承認いただけるということでよろしいでしょうか。
- 委 員 はい。
- 川上 教育長 それではこれで報告を終わりたいと思います。
- 日程第5 議案第37号「令和元年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」を議題といたします。教育総務課長、説明をお願いします。
- 教育総務課長 それでは提案理由を説明させていただきます。
- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。
- また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされておりますので、前回に引き続き、藤崎義昭様に教育委員会評価等委員をお願いしているところでございます。
- 去る7月9日木曜日に、藤崎委員に対し、自己評価等の資料を説明の上お渡しし、第三者の視点から点検・評価をしていただきました。
- その結果につきまして、7月28日火曜日に、藤崎委員からご報告をいただきました

教育総務課長 ので、報告書を作成し、委員の皆様の承認を求めるものでございます。

報告書の中の自己点検・評価シート並びに藤崎委員からいただいた意見書につきましては、事前に委員の皆様へ配布させていただいているところでございますが、全体的には、概ね問題のない程度の評価をいただいているところでございます。

資料の8ページからが藤崎委員からいただきました意見でございますが、項目ごとにポイントを絞って説明させていただきます。

まず、1点目についてでございますが、昨年同様、町長部局との連携がしっかりと図られている点、教育委員会の会議について活発な意見交換が行われている点、質の高い会議による共通理解が図られている点、研修会等への積極的な参加による自己研鑽に努力されている点などについて評価をいただいております。

2点目ですが、令和元年度の教育に関する事務の管理、執行状況については、計画的に遅滞なく確実に実施されており、前年度の指摘事項や要望事項等についても、運営に活かされているとの評価をいただきました。また、年間を通して計画的に学校訪問が実施されており、指導助言、援助活動も適切になされているとの評価もいただいております。引き続き、各小中学校が実施している諸調査・検査の結果や学校の実態等を考慮しながら教育課題を整理し、各学校に明確な問題意識や目的意識を持たせながら、具体的な指導助言を行ってほしいとのご意見をいただいております。

3点目は、4年目となる指導主事配置の成果について述べられております。これまで以上に小・中・高の交流と地域との連携が図られて、効果ある学校教育が推進されているとの評価をいただいております。前回の意見書には、小・中という表記でしたが、今回はこれに高校が加わっております。また、キャリア教育支援センターを核としたキャリア教育、ふるさと教育の推進に関する取り組みについても高い評価をいただいております。なお、対策監と指導主事が中心になって進めている教科・領域別部会での取り組みに対して、今後とも、指導主事配置の強みを活かして、町内全ての教職員「小・中学校9年間の指導の系統を踏まえた学力向上の推進」のために部会として組織して、指導方法の工夫改善や、教員の指導力の実態に即して繰り返し指導助言しながら、各学校の力強い実践が進展するよう支援してほしいという期待のお言葉もいただいております。

4点目ですが、外国語指導助手の2人配置が実現して、派遣回数が倍増したことによって、教職員の資質向上や外国語教育の充実につながったとの評価をいただいております。今後の課題として、関係職員の情報交換と授業準備のための時間の確保などといった環境整備が必要であるとのご意見をいただいております。

次に5点目ですが、小中学校の生徒指導状況については、各学校から提出された月例の生徒指導状況を確認しながら、児童生徒一人ひとりに対する教師や保護者への適切な指導助言や援助活動がなされているという一定の評価をいただきました。また、小学校入学前の就学支援委員会において、幼稚園・保育園からの的確な情報の収集と把握を行い、幼稚園・保育園・小学校が連携を深めながら子供への対応を共有し、小学校への適応がスムーズにいくよう研究を深めてほしいというご意見をいただいております。特に配慮の必要な子どもに対しては、幼・保関係者と保護者を含めて適切な就学の在り方について十分理解を図り、入学してからの学校としての関わり方や教職員が連携して支援していくことについても保護者に説明して、信頼を得ることが何よりも大切であるとのご助言をいただいております。さらに、最後の部分ですが、役場

教育総務課長 内の関係各課や関係機関との連携と横断的な取り組みをなお一層充実させてほしいとのご意見もいただいております。このことは、教育長が日ごろから申しております「切れ目のない支援」という考え方を通じるものだというふうに捉えることができるのでないかと考えているところでございます。

6点目ですが、学校、家庭、地域住民等に対する社会教育の推進においては、育成事業、助成事業、支援事業等が計画的で、工夫と配慮がなされた活動が実践されており、それぞれの目的を果たしていること、また、県や町の文化財等の保護や活用、高鍋湿原の管理及び活用等についても、努力と工夫を凝らした運営がなされているとの評価をいただきました。

次に7点目ですが、社会体育において、町民の健康と体力の維持増進を図りながら明るい町づくりのため各種スポーツ大会が計画的に実施されているとの評価をいただいた一方、若者の減少などの要因から、自治公民館対抗等の各種大会において、参加数の減少が目立つようになってきており、事業の運営とともに後継者等の人材育成が今後の検討課題であるとのご意見をいただきました。今後の各自治公民館の実態、特に人口の推移、少子高齢化による自治公民館の体力、ひいては町全体の状況を見通すことによって、行事の整理又は在り方について考える時期に来ているのかも知れない、そして、新型コロナウイルス感染症の影響もこういった行事の抜本的な見直しの機会にすべきではないかとの貴重なご意見もいただいております。

8点目です。町立高鍋図書館、歴史総合資料館、美術館においては、年間計画に基づいた特色ある展示等が実施されており町民等に学習の機会を提供していること、また、持田古墳等を含めてそれに町民ボランティアや協力者を有効に活用した事業の推進と運営に努めているとの評価をいただきました。今後、事業を発展、向上させていくために、各施設での事業内容の再検討や施設相互の連携と広報活動の工夫が必要であるというご意見や、高鍋神楽の国文化財指定に向けた取り組み、記録作成等の新たな企画に対する町当局に対する予算措置が大事であり、着実に成果が上がっていることについて関心ある者の一人として大いに期待しているという非常にありがたいお言葉もいただいております。

最後9点目でございます。こちらは、まとめの項目でございますが、「第6次高鍋町総合計画」における教育に関する基本目標に基づく施策が推進されており、公民館事業、高齢者教室事業、生涯学習推進事業等が与えられた配当予算の中で工夫を凝らしながら実践されていること、また、自治公民館を支援し活動を効果的にするためのコミュニティ助成も適切になされており、地域の連帯感や自治意識の高揚に貢献しているとの評価をいただきました。新年度は、新型コロナウイルス感染症への対応が教育行政のみならず全領域で最重要課題となることが予想され、町役場職員、教育委員会の英知を結集した課題解決への取り組みが推進されることになるかと思われるが、基本理念「国（まち）づくりは人づくり、人づくりは国（まち）づくり」を念頭に置き、教育委員会の組織・機構が機能して、高鍋町の教育的課題解決と新しいチャレンジに果敢に取り組むことにより、高鍋町の教育が充実発展することを大いに期待するとのお言葉をいただいております。

今回いただきましたこれらの貴重なご意見につきましては、教育委員の皆様からのご意見と併せて、今後の教育委員会の事務事業の推進にしっかりと反映して参りたいと考えているところでございます。

教育総務課長 以上で本案についての説明を終わらせていただきます。ご真偽のほどよろしくお願ひ申し上げます。

川上教育長 今説明がありましたが、議案の添付資料の2ページから7ページまでが自己評価でありますて、ABCDの4段階で評価を行っております。評価がBとなっている項目について少し説明させていただきます。2ページの「教育委員会の会議の公開等に関すること」については、会議の傍聴者がいなかつことを理由にB評価としております。次の3ページにある「コミュニティスクール」についてですが、年度末から年度初めにかけて会合等が開催できなかつたという状況がありましたのでB評価としております。ただ、県全体でみても高鍋町が遅れているとは思っておりません。むしろ進んでいるという感じを受けております。ただ、まだまだ改善すべきことがたくさんあると認識しているところでございます。4ページの「小中学校教育環境改善事業」につきましては、施設の老朽化対策が追い付いていないということでB評価としております。この点について、事務局の方から何か補足がありますか。

教育総務課長 なかなかお金がかかる部分でありますので現場の先生方にも不自由な思いをさせているのですが、現在東中学校の方のトイレ改修を行っております。今年度で東中学校の全てのトイレ改修が完了するということでありまして、来年度からは西中学校のトイレ改修に着手したいと考えているところでございます。新年度は、こういう状況でありますのでなかなか予算の配当が厳しくなるのではないかと思っておりますが、粘り強く財政担当課と交渉しまして予算獲得に向けて頑張っていきたいと考えております。

川上教育長 私も3年目になりますけれども、いろいろな場面で申し上げておりますが、ハード面での予算措置はなかなか難しい面があるのですけれども、人的配置に関する予算についてはかなり配慮してくれていると感じております。典型的なのが指導主事の配置でありますとか、外国語指導助手の配置でありますとか、学校生活支援員の配置でありますとか、それから町独自の非常勤講師の配置でありますとか。そういう面では中身のある実態に応じた対応ができていると考えております。

以上本案につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。藤崎委員には懇切丁寧にしかも高い識見に基づいた評価をしていただいて非常にありがたいと思っております。

いかがでしょうか。議案第37号「令和元年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」ご承認いただけますでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 ご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育総務課長 日程第6 議案第38号「高鍋町遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

この要綱は、平成28年に制定されたものでございますが、昨年度で3年が経過したために今回見直しを行ったものでございます。見直しに当たりましては、近隣自治体の状況や通学の実際の状況等を調査したところでございますが、実際にはバスの往復定期券等を購入している児童がほとんどおらず、保護者が自家用車で送迎を行っているというケースが少なからず確認されたところでございます。改正前の要綱では、小学生については、通学を目的としたバスの往復定期券等の1年分の購入経費の半分に相当する額を補助するという内容でありますので、速やかに実態に合った内容に改正

教育総務課長

する必要があると判断したところでございます。

このようなことから、今回、小学生については、居住する地区に応じて、定額の補助を行うという内容に改めたところでございます。

議案の2枚目をご覧ください。こちらは要綱の改め文となっておりますが、さらにめくっていただきますと新旧対照表がございます。こちらの新旧対照表を使って、改正点について説明させていただきます。まず、補助対象者についてでございます。申し訳ございません。「2条 補助対象経費は、」とありますが、間違いでございます。

「補助対象者」に修正をお願いいたします。改正後の欄に「別表第1のとおりとする」とありますが、この表は、この補助金交付要綱の適用を受けることができる地区の名称が記載されております。あいにく、本日お配りしている資料にはこの表は示しておりませんが、次のページの右側の一番下にございます「別表第2」に示しております行政区に居住する児童生徒の保護者が補助対象者となります。今回の改正で、行政区ごとに補助金額を明記した表が新たに追加されたことにより今までの「別表」という表現から「別表第1」という表現に変わっております。

次の補助対象経費の項目についてでございますが、先ほど説明させていただきました通り、小学生につきましては、地区ごとに定額という形に改めますので、こちらの条文が不要となります。中学生分につきましては、次の第3条、補助金の額の部分と一緒に表現することにいたしましたので、第2条の2はすべて削除となります。

第3条、補助金の額についてでございますが、先ほどから申し上げておりますように、小学生について、バス利用料金の2分の1に相当する額から別表第2に定める額とすることとしております。先ほどご覧いただきました次ページの右側の一番下の表が別表第2でございます。東小校区については、上永谷地区及び下永谷地区が30,000円、新山地区が28,500円、西小校区が牛牧、南牛牧地区が20,100円、小並地区、中尾地区、俵橋地区、正祐寺地区及び染ヶ岡地区が24,000円、市の山地区が27,000円と設定いたしました。

それぞれの金額は年額でありますて、年に1回補助金交付申請をしていただくこととなります。なお、金額の積算根拠につきましては、普通自動車で送迎を行った場合に必要となる燃料代としております。

次の第4条の部分についてでございますが、こちらの条文に新たに必要となる書類として、「納税状況等調査同意書」というものを追加しております。これは、町から補助金を受ける者については、原則として、町税等の滞納があってはならないという補助金事務を統括する町の財政経営課の指導に基づくものでございます。

次の第5条の2についてでございますが、一人の子供について、複数の保護者、一般的に言えば父親と母親が同時にこの補助金を受けることができないということを規定しております。

第5条の2の2については、中学生に対する自転車購入費用の助成は、一度交付を受けた保護者は、再度補助金の交付は受けられないということを規定しております。但し書きでその保護者が扶養している親族、一般的にいえば最初に対象となった生徒の弟又は妹については補助金交付が受けられますということを規定しております。

最後に附則の部分についてでございますが、この要綱は公表の日から施行することとしておりまして、公表の日は今年の4月1日としておりますので、今年度から効力を発するということになっております。

- 教育総務課長 以上本案につきましてご審議を賜りますようお願い申し上げます。
- 川上教育長 この件に関しましては、1年くらい前に俵橋地区の方から指摘がありまして、俵橋地区でいえば、すぐ近くに川南町の小中学校があるので、そちらに通学する方が負担が少ない。高鍋町の学校への通学を促すためには、もっと遠距離通学費の補助金制度を充実させるべきではないかという内容のお話でありました。この話を受けてもっと実態に応じた補助金にしようということで今回の提案に至っております。もう一つは、町民の皆さん全般において補助金の妥当性みたいなものを担保することであればきちんと納税しているかどうかということは非常に重要なことであるので納税状況等調査同意書を提出していただくようにしました。
- 黒木委員 本案について、何かご質疑等はございませんでしょうか。
- 黒木委員 よろしいでしょうか。一つ懸念するのは、保護者が自家用車で送迎することを認めることになるのではないかということです。遠距離通学は原則バスによる通学となっていると思うのですが、それにもかかわらず自家用車による送迎を公然と認めることになるのではないかでしょうか。実際今まで保護者が送迎することは多かったのだろうと思いますが、それを公然と認めるということは学校としてはどうなるのかなと少し心配しているところです。
- 教育総務課長 あくまでも自家用車で送迎した場合の燃料代を補助金の算定基準として用いているだけでございまして、自家用車による送迎を推奨するものではないということでご理解いただきたいと考えております。
- 黒木委員 まあ、難しいところではありますよね。ある家庭はバスの定期を購入して通学させる、しかし、帰りは自家用車で迎えに来る、まあ、そういったこと大いにあるとは思うのですけれども。ですから、あまり保護者が送迎してもいいですよというようなことを強調すると学校の立場というものもあると思いますので。この提案に反対するという意味ではありません。
- 川上教育長 ありがとうございます。私どもといたしましても、そこは十分配慮して参りたいと思います。あくまでも遠距離に該当する地区の方であれば補助金交付申請ができますといった案内の仕方になるかと思っております。
- 改正前と比べて金額等の大きな変動というものはないのですが、ただ、改正前の内容ですと、実際にバスの定期券などを購入しないためにこの補助金を受けることができないと判断されて補助金交付申請を行わない方もおられました。改正後は、補助金交付申請がしやすくなるものと思っております。
- それと委員が申された自家用車による送迎については、現在はかなり実態が変わっております。朝だけ大雨が降ったために時間をずらして午後から登校という措置を取った先日の例を挙げれば、車で送ってくるので午前中のうちから登校してもよいかという保護者からの相談も少なくありませんでした。しかしながら、我々としては、決して自家用車による送迎を推奨するものではないということを踏まえた上で、実際運用していくながら適切に対応していきたいと思います。
- ほかにご質疑などございませんでしょうか。ないようでしたら、承認に入らせていただきます。議案第38号「高鍋町遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正について」、ご承認いただけますでしょうか。
- 委員 はい。
- 川上教育長 ご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

川上教育長　日程第7　議案第39号「高鍋町青年団連絡協議会運営費補助金交付要綱の一部改正について」を議題といたします。社会教育課の説明を求めます。

社会教育課長　それでは提案理由を説明させていただきます。高鍋町青年団連絡協議会への運営費補助要綱につきましては、平成31年2月に制定したものですが、この度、青年団の活動を世代間に限定せず、広く他団体との連携・交流を目的とした活動とするべく改正を行うものでございます。

改正内容ですが、議案の3枚目裏面及び4枚目の新旧対照表をご覧ください。まず、補助の対象となる事業、第3条第1項第3号を「他団体と連携した世代間交流に関する事業」から「他団体との連携・交流に関する事業」に改めます。次に、補助対象経費第4条別表に「県内の他青年団との連携・交流に要する費用」として負担金を追加します。本改正により、県内の他青年団との交流に要する費用を保障し、青年団活動の振興を図るものでございます。以上本案につきましてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川上教育長　只今の説明について、何かご質疑等ございませんか。

小泉委員　青年団に加入されている方は現在どれくらいいるのですか。

社会教育課長　確かに10人前後ではなかったかと思います。お仕事をされながらの活動でありますので厳しい部分もあるのですが、町の方でできる限りの支援はさせていただいているところでございます。一番大きな活動といたしましては、毎年ナイトハイクを実施しております。あとはなかなか他団体との連携も難しいのですが、活動を肃々と行っている状況でございます。

川上教育長　負担金が支払いやすくなるということですかね。

社会教育課長　これまで負担金は自主財源で賄わっていたのですが、改正後は補助対象経費ということになります。

川上教育長　少し話を広げますと、例えば一般的に文化協会や芸術協会などという団体は、かなり公的な色合いが強いものでありますが、高鍋の場合は純粋に私的な形で活動されているということについては高鍋の文化的なレベルの高さを示しているものだと考えております。今後は世代間の交流以前に若い人たちに元気になっていただくことが重要でありまして、小さな団体ではありますが、青年団を町としてどうバックアップしていくかということが課題であります。

黒木委員　昔は青年団活動というものはかなり活発であったように思います。バレーボールの全国大会なども行われていたと記憶しております。椎葉村などは今でも盛んに活動されているのではなかっただしようか。高鍋町もだんだん衰退してきているのでしょうか。消防団活動とか青年団活動とか昔と違うなあと感じているところです。

川上教育長　本町においては、消防団は活発に活動されていると感じております。若い人たちも多く加入されております。今後新型コロナが広がれば若い人たちはいわゆるウェブ上だけでの付き合いが増えてくるのではないかと思いますので、若い人たちの活動の場を確保することは大事なことだと考えております。そういうことで本町における若者の活動は、消防団が中心になってくるのかもしれません。一方で子ども会連絡協議会などには若い世代の方々が多くおられます。今回中止となつた御池での行事は子ども会連絡協議会の行事でありました。子ども会連絡協議会とコミュニティスクールとのつなぎ目というものが今まで意識されていなかつたのでそこをつなぐことも大切ではないかと考えております。そういうことも意識しながら委員が申されたような若

川上教育長 い人たちの活動の場を作っていきたいと考えております。

他にご質疑はございませんでしょうか。それでは承認に入らせていただきます。議案第39号「高鍋町青年団連絡協議会運営費補助金交付要綱の一部改正」については、ご承認いただけるということでよろしいでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 ご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第40号「通学区域外通学の承認について」を議題といたします。通学区域外通学の許可基準の7に該当する案件でございまして、真にやむを得ない理由で、教育委員会の承認を要することとなっております。今回は小学校・中学校それぞれ2件ずつの申請がございます。1件ずつ認定・不認定を審議して参りたいと思います。それでは事務局からの説明をお願いします。

(事務局説明 小学校2件、中学校2件それぞれ認定)

川上教育長 日程第9「区域外通学に関する専決処分について」を議題といたします。

報告をお願いします。

(専決処分報告)

川上教育長 ただいまの報告につきまして、質疑はございませんか。

委 員 なし。

川上教育長 質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

以上で、「区域外通学に関する専決処分について」の報告を終わります。

次の議案は秘密会といたしますので、次回定例教育委員会の日程等、当面の行事予定について確認をいたします。

(当面の行事予定説明)

川上教育長 ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。

委 員 なし。

川上教育長 それでは、次回定例会の日程につきましては9月1日に開催するということでよろしいでしょうか。

委 員 はい。

ご異議なしということでありますので、次回定例会の日程は9月1日に決定いたしました。

(社会教育課長退室)

川上教育長 日程第10 議案第41号「準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。

※秘密会

以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。これを以て閉会いたします。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のてん末に相違ないことを証明する。

令和 2 年 9 月 1 日

高鍋町教育委員会 教育長

II) 上 楷

高鍋町教育委員会 教育委員

岩崎晃子